



社長のための 経営雑学

新しい時代を切り拓く実践経営情報紙

第134号

平成28年4月26日(火)

発行：久保総合会計事務所

〒536-0006

大阪市城東区野江4丁目11番6号

TEL (06) 6930-6388

FAX (06) 6930-6389



◆お役立ち情報

『両立支援等助成金について』

...育児・介護等の雇用環境整備を行う場合に利用できる助成金です。

「両立支援等助成金」は従業員の職業生活と家庭生活の両立支援に取り組む事業主を支援する制度です。

平成28年4月から制度が拡充(新設)されています。

概要をみておきましょう。

1. 出生時両立支援助成金【新設】

男性社員が育児休業を取得しやすい職場風土を作り、男性社員に一定の育児休業を取得させた場合に支給されます。

■支給額

取組および育休1人目:60万円(大企業は30万円)2人目以降:15万円

※支給対象となるのは1年度につき1人までです。

■要件

子供の出生後8週間以内に開始する14日以上(中小企業は5日以上)の育児休業が対象です。

※過去3年以内に男性の育児休業者が出ている場合は対象外となります。

2. 介護支援取組助成金【新設】

従業員の仕事と介護の両立に関する取組を行った場合に支給されます。

■支給額

1企業1回のみ:60万円

■要件

厚生労働省のHPで公開されている「介護離職を予防するための両立支援対応モデル」に基づき、以下のすべての取組を行う場合に支給されます。

(1)従業員の仕事と介護の両立に関する実態把握

社内アンケートの実施

(2)介護に直面する前の従業員への支援

社内研修の実施、リーフレットの配布

(3)介護に直面した従業員への支援

相談窓口の設置及び周知

育児休業、介護休業の予定がある場合は、あわせて雇用環境整備にも取組み、これらの助成金の活用を検討されてはいかがでしょうか。